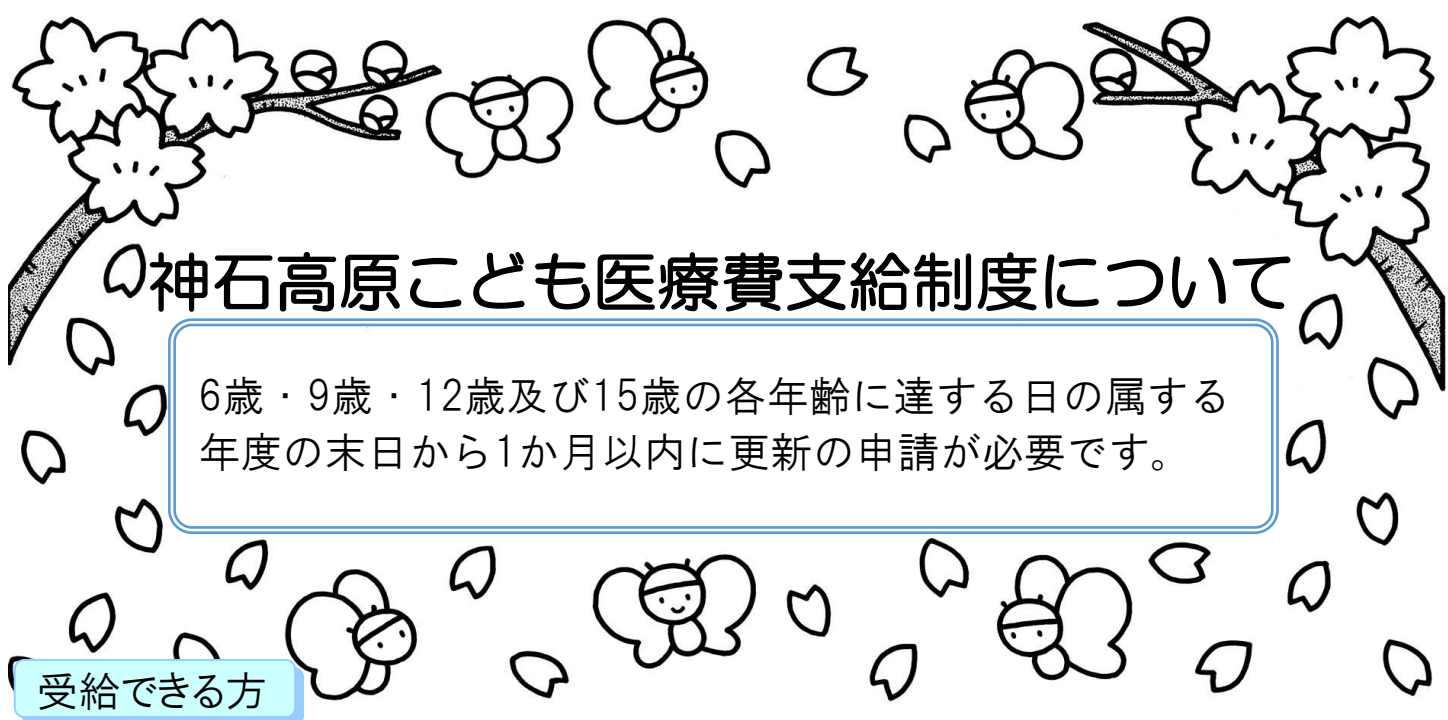




神石高原こども医療費支給制度について

6歳・9歳・12歳及び15歳の各年齢に達する日の属する年度の末日から1か月以内に更新の申請が必要です。

受給できる方

町内に住民票がある満18歳到達後最初の3月31日までのこどもを養育している方（修学等の理由で転出したこどもを含みます。）

＊ひとり親家庭等医療制度などの他の制度で助成を受けることができる方は対象外です。

利用方法

【広島県内の医療機関で診療を受ける場合】

マイナ保険証等と一緒に受給者証を窓口に提示いただくと、保険診療の自己負担が無料となります。

＊保険診療以外は自己負担となります。

【広島県外の医療機関で診療を受ける場合】

受給者証が使用できませんので、後日町から医療費の差額を支給します。

医療費の領収証・印かん・振込先の通帳をお持ちのうえ役場福祉課または各支所町民課まで申請してください。

お問い合わせ先

神石高原町役場 福祉課 医療係
〒720-1522 神石高原町小畠1701番地
電話：0847-89-3320
FAX：0847-95-3394

